

令和 3 (2021)年度
第 2 回栃木県公共事業評価委員会

会議結果の概要

栃木県公共事業評価委員会

令和3(2021)年度 第2回栃木県公共事業評価委員会
会議結果概要

1 日 時 令和3(2021)年11月15日(月曜) 9:30~11:50

2 場 所 本館6階 大会議室2

3 出席者

梅澤 啓子(栃木県女性団体連絡協議会 会長)
大澤 和敏(宇都宮大学 農学部教授)
小林 博文(栃木県経済同友会 理事)
藤田 明子(弁護士 栃木県弁護士会)
山岡 暁(宇都宮大学 地域デザイン科学部教授)

[敬称略・50音順]

4 議事案件

(1) 栃木県県土整備部所管事業の事前評価について(審議案件)

ア 道路事業 1件

(2) 栃木県県土整備部所管事業の事前評価について(報告案件)

ア 道路事業 4件

イ 街路事業 2件

ウ 河川事業 1件

(3) 栃木県農政部所管事業の事前評価について(報告案件)

ア 圃場整備事業 2件

5 議 事

栃木県県土整備部所管事業の事前評価について（審議案件）

ア) 一般県道栃木環状線外1路線 今泉町工区

【栃木県】

道路事業の自己評価書（資料1-1）により説明。
以下、助言、質疑等。

【委員】

説明ありがとうございました。1つ教えてください。
「事業の適時性」に関して、周囲の道路の完成時期が令和5年ないし令和7年ということで、今回着手される部分は暫定で最初はスタートするとお聞きしましたが、暫定で開通する時期はいつごろになるのでしょうか。

【栃木県】

事業期間として約10年間をみております。自己評価書の「事業予定期間」において、令和4年度～令和13年度ということですので、暫定2車線で供用する予定は令和13年度を想定しております。

【委員】

両端は7年に開通できても、今回対象とする区間は13年までかかってしまうということですか。

【栃木県】

はい、全体期間としては13年としています。但し、北からの事業だったり南からの事業だったりしますが、一部幹線道路と接続して効果自体は上げる形になります。今回の区間が完全に供用できなくても、ネットワークとしては、前後区間が完成したことによって効果はあると思っています。前後区間の事業期間とある程度合わせる形で、今回の事業も推進していきたいと考えております。

【委員】

わかりました、ありがとうございます。

【委員】

先ほどのパブリック・コメントの中で、「自転車の高校生やロードバイクがすれ違うときは気を遣います」という御意見がありましたが、今回の事業でこの点に対して具体的な改善の見込み等がありましたら教えてください。

【栃木県】

スライドの標準横断図を御覧いただければと思います。今回、全幅で31.0mございまして、両側に副道5.5mを整備する予定でございます。一般の通過車両と自転車交

通については分離する形で考えておりますので、安全は図れるかと考えております。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

1つ質問させていただきます。

「事業コスト縮減等の可能性」のところで、「新工法の採用を検討する」とありますが、具体的にどのような工法をお考えになっているか、お願いします。

【栃木県】

新工法につきましては、現在の構造の基準は、例えば道路構造令をもとに橋梁示方書に掘り下げられていくのですが、かねてからの仕様規定から性能規定に変わっております。これは、例えばコンクリートの橋梁の床版については、かねては途中でメンテナンスしなければならない構造だったものが、鉄板を用いたメンテナンスフリーの構造になるということで、初期コストは若干かかるのですが、ライフサイクルコストでみれば低減される場合がございます。そういった工法を積極的に採用したいと考えております。

【委員】

今のに関連して。「総費用」は「建設費と供用後 50 年間の維持管理費を含む」とありますが、今おっしゃったように、初期コストは高くなるけれどもライフサイクルコストは低くなるというのは、従来のやり方に比べてこの総費用が安くなると解釈してよろしいのでしょうか。

【栃木県】

はい。メンテナンス費用につきましては、現在、費用便益分析をはじきますのは国の基準に基づいて出しているところもございまして、正確にいきますとそこの部分までは反映されていない状況です。ちょっと危険めのコストで見えていますので、さらに費用便益比は上がると考えております。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

意見のとりまとめ

【委員長】

それでは、審議案件の取りまとめを行いたいと思います。

事前評価の審議案件になります「道路事業 一般県道栃木環状線外 1 路線 今泉町工区」について、県の対応方針（案）に対する御意見がございましたらお願いします。意見はございませんか。

(「意見なし」)

では、御意見等がないようですので、委員会としての意見内容の取りまとめを行いたいと思います。県の方針どおり「対応方針(案)のとおりに令和4年度から事業に着手する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】

ありがとうございます。それでは、ただいまの内容を委員会の意見として栃木県知事に報告いたします。

栃木県県土整備部所管事業の事前評価について(報告案件)

ア) 一般国道123号 氷室工区

イ) 主要地方道宇都宮鹿沼線 飯岡東工区

【栃木県】

道路事業の自己評価書(資料2-1、資料2-2)により説明。
以下、助言、質疑等。

【委員】

「主要地方道宇都宮鹿沼線 飯岡東工区」について、今回の工区の隣はまだ工事をやっていないところになるのですが、将来的な見通しとしては、こちらも4車線化して通行をスムーズにしていく予定があるのですよね。ここだけやっても、隣が2車線だとなかなかスムーズにいかないと思うのですが、その辺の見通しはいかがでしょうか。

【栃木県】

こちらの路線につきましては、最終的には4車線で整備するものと考えております。この路線はいろいろと課題を抱えており、それぞれの課題に応じて優先順位を決めながら、事業に着手している状況でございます。

【委員】

ありがとうございます。

ウ) 一般県道西田井二宮線 東大島工区

エ) 主要地方道羽生田上蒲生線 関沢橋工区

【栃木県】

道路事業の自己評価書（資料 2 - 3、資料 2 - 4）により説明。
以下、助言、質疑等。

【委員】

1 つわかる範囲で教えていただきたいのですが。

今御説明のあった壬生の案件ですが、きょう御説明いただいた報告案件 3 件と比べると、工期がかなり短く感じます。全体の事業費は大体同じぐらいで、ほかは大体 10 年ぐらいですが、これは 4 年で終わらせている。整備区間が若干短いかなとは思うものの、橋梁などもあります。4 年に短縮できる秘策とか工夫あるいは事情があれば教えていただきたいのですが。よろしくをお願いします。

【栃木県】

今回の関川橋工区は事業期間が短いというお話でしたが、総延長 700m ということで、そもそも事業区間としてかなり短いものでございます。あとは、その中でも姿川を渡河する橋梁がありますので事業費等はかさみますが、全体の事業としては短期間でできるものと考えております。

あとは、事業箇所によって、用地取得にかなり時間を要するところとそうでないところがございます。そういったものを加味しながら事業期間については設定しております。

以上のことから、今回の箇所については令和 4 年～令和 8 年の 5 カ年で設定しております。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員】

私からも 2 点ほどよろしいでしょうか。

コストについてなんですけど、ほかの事業に比べると、関沢橋工区については用地費が 3 億円ということでかなり少ない。確かに延長は短いのですが、幅員自体は 25.0m なので、多分面積に単価を掛けたものが用地補償費になるのかなと思うのですが、これはほかのものに比べてかなり少ない。その辺の精度といいますか、用地取得の積算についてはどのようにやられているのかというのが 1 点。

2 点目は、総費用については建設費と維持管理費が対象のように思われます。ほかの事業も含めて。関沢橋については建設費が 14 億円で総費用が 14.7 億円で、ほかのものに比べると差が小さいというか、維持管理費が相当低くなっているのかなと見受けられるのですが、この辺の理由は何かあるのでしょうか。以上 2 点です。

【栃木県】

1 点目は、用地費が比較的安価ではないかというお話だと思いますが、スライドの

写真を見ていただきましたとおり、周辺は農地で補償等の物件がかなり少ない。農地ということで用地費が比較的安価に済んでいるということでございます。

2点目の総費用ですが、総費用は建設費用と50年間の維持管理費用で、これはほかの事業と同様に考えております。元々のコストに対して費用便益比上の総費用が比較的差がないというお話だったと思いますが、これは事業期間に大きく左右されまして、現在価値化するときには期間の影響を大きく受けます。事業期間が長いと、その分だけ現在価値化したときに低く出る形になります。今回は事業期間が5年ということで、それほど大きな差は出てこないということでございます。

【委員】

ほかに比べると、工期が短い分、現在価値が相対的に下がっているということですね。わかりました。ありがとうございました。

オ) 宇都宮都市計画道路3・3・901号おもちゃのまち下古山線 おもちゃのまち工区

カ) 那須塩原都市計画道路3・4・8号藤原西那須野線 五軒町工区

【栃木県】

街路事業の自己評価書（資料3-1、資料3-2）により説明。
以下、助言、質疑等。

【委員】

壬生の方で質問です。現況の道路幅員はどれくらいでしょうか。

【栃木県】

18mです。

【委員】

では7mほど拡幅して、メインは歩道ですか。

【栃木県】

そうですね。車道も、現在3.0mを3.25mにします。

【委員】

少し広げる。歩道はより広げて通りやすくするという計画ですよね。これは結構用地の補償にお金がかかりますが、街路ですから用地の取得にコストがかかったりすると。あとは、取得の見込みなどはどうですか。住居などがあると移動してもらうのに非常に時間がかかったりすると思いますが、その辺の見込みはどうですか。

【栃木県】

壬生の方は、路線の赤の丸ポチの下はエリアが黄色く塗ってあると思いますが、こちらが区画整理のエリアです。基本的に、路線の南側については区画整理地内になりますので、北側の用地補償がメインになってくるのかなと思います。

【委員】

そうですね。南側は結構簡単にいきそうですね、区画整理が進んでいるとなると、わかりました。

続いて、もう1つの西那須野の方ですが、こちらは街路を延長する形ですよ。既存の事業でやったところからさらに続けるということですが、1日当たりの歩行者の人数はどのくらいですか。歩行者のための街路の整備ということですが、車の通行台数とともに、歩行者がどれくらいここを利用しているのかをあらかじめ把握しての事業なのか確認したいのですが、いかがでしょうか。

【栃木県】

歩行者は12時間当たり176人ということで、今年の1月に調査をしております。

【委員】

周りに小学校や学校があることもあって、歩行者も通行量が多いと捉えていいですね。

【栃木県】

はい。

【委員】

ありがとうございます。

キ) 一級河川巴波川 小山市下河原田地先～栃木市沼和田町地先

【栃木県】

河川事業の自己評価書（資料4-1）により説明。
以下、助言、質疑等。

【委員】

事業コスト縮減で、設計と施工についてそれぞれお書きになっています。設計の方は、先ほどライフサイクルコストのことも言われたように思いますが、ライフサイクルコストとか新技術の採用というのは、設計の発注のときに何か規定されるのでしょうか。

ICT施工の方は工事発注だと思いますが、そのときに、ICT施工を何らかの形で仕様書に規定されるのでしょうか。この2つをお願いします。

【栃木県】

設計につきましては、積極的に新技術やコスト縮減方策を考慮した設計を御提案いただけるように仕様書の中でもきちんと謳っていきましますし、実際の設計の中でも設計受託者の方と内容を詰めてまいりたいと思っております。設計の発注の段階からそういったところはお示しして、そういった提案をいただけるように考えてまいりたいと

思います。

工事につきましても、ICT施工については業者さんの御都合もありますので、発注の段階で私どもの希望としてそういったところはしっかり謳って、請け負った業者の方と実際の施工の中で検討してまいりたいと考えております。

いずれも、発注の段階でしっかり謳っていきたいと考えております。

【委員】

となると、業者選定の場合はコストだけで決めることになるのでしょうか。何かの提案型というか総合評価というか、そういう発注方法になるのでしょうか。

【栃木県】

設計の方は、この事業は改良復旧事業として位置づけしている事業でございまして、今の発注ルールの中では、基本的には価格をベースにして競争する考え方でやっているかと思っております。これは入札の時間をなるべく短縮するという考え方の中で、基本的に価格でという考えでございまして。

工事の方も、あくまでも価格の中での競争になりまして、ICT施工をやるのでその業者を優遇する形には基本的にはなっていないということでございます。

【委員】

ありがとうございました。ということは、従来どおり価格競争でやって、特定された業者に対して、このような新技術やICTの施工については協議しながら進めていく、そういうやり方になるわけですか。

【栃木県】

はい、そのように考えております。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員】

浸水面積についてお伺いしたいのですが。平成27年と令和元年の浸水面積が示されています。本事業によって浸水被害の解消面積が示されているのですが、これに乖離があるのかなと思ったのですが。このシミュレーション自体はかなりの洪水を想定していると考えてよいのかどうか教えてください。

【栃木県】

過去5カ年に発生した2度の大きな浸水被害につきましては、実際の実績の数値でございまして。特にひどかったのは、今スライドに載せておりますが、浸水しているエリアの一番上に栃木市の中心市街地があるのですが、その中心市街地で写真でお示したような大規模な浸水被害が生じました。その実績値がそれぞれ床上浸水、床下浸水、それから面積として今お示したものです。

今回の事業を行うことにより、そういった中心市街地の浸水被害を軽減することが

できます。それから、スライドにお示ししていますが、今回事業を行う 9.2km 区間は
今堤防ができていますが、現況のままだと、トンネル等の整備を行う中でも、30 年に
1 度程度の洪水を考えると堤防から溢れて堤防が決壊してしまうということも想定さ
れます。ひどいケースとして今載せておりますが、この事業区間内でも、堤防がもし
決壊すると、最大でこういったエリアで浸水被害が発生してしまうということです。
今回の事業は、事業区間内での堤防の決壊をしっかりと防いでいく、それから上流部
の栃木市街地でトンネルの整備を行うことによって、栃木市街地の過去の大水害によ
る浸水被害を少しでも軽減させるというところで考えております。そういった意味で、
浸水面積の数字を拾っている場所が違うと認識いただければと思います。

【委員】

よくわかりました。このシミュレーションだと破堤を考えているのですね。

【栃木県】

はい。

【委員】

どこかで破堤が起こって、かなり浸水面積が広がってしまうという想定ですね。よ
くわかりました。どうもありがとうございます。

栃木県農政部所管事業の事前評価について（報告案件）

ア) 県営農地整備事業 千渡地区

イ) 県営農地整備事業 中谷地区

【栃木県】

圃場整備事業の自己評価書（資料 5－1、資料 5－2）により説明。
以下、助言、質疑等。

【委員】

共通した質問を 3 点お願いしたいと思います。

1 つ目は経済効果ということで、B/C を設定されているのですが、当事者の方々の
負担があるのかどうかということと、そもそもこういう土水路みたいなところは栃
木県内に相当あると思うのですが、どのような優先順位をつけてこういった事業をや
られているのかということ。

2 つ目は生産コストということで、水の管理に ICT を使って生産コストを 5 割削
減されるということですが、5 割というのはどういう計算なのかということと、今入
れられない何かの理由があるのかどうか。今も入れられるんじゃないかと単純に素人
ながら思ったのですが、なぜ今入れられなくて圃場整備をすると入れられるのか。こ
れが 2 つ目の生産コストに関する話です。

3点目です。担い手ということで、最初の案件は担い手8名、次の案件は集団組織3事業所ということですが、現行の担い手というか所有者というか事業者はどれぐらいで、それがなくなっちゃうので新たにそういう担い手に頼むのか。担い手を少なくしているのなら、今はどれくらい担い手がいるのか。担い手が8とか3と出てきているのですが、元々はどうだったのかがわからなかったので、3点目はそれを教えてもらえますか。

【栃木県】

1つ目の御質問で、農家の負担のところにつきましては、御説明を飛ばして申し訳なかったのですが、評価書の事業費の下の方に「財源内訳」というのがございます。そちらの地元負担のパーセントですが、千渡地区では13.8億円に対して地元負担は12.5%持っていただく形になります。中谷地区では16.4億円の10%という形で、こちらについては地元の負担が必要になっております。

土水路の状況から地区の優先順位という形ですが、こちらにつきましては、まだ未整備の地区が県内に幾つもございます。その中で、地域の中で機運が高まって、そこから調査に入るわけですが、その調査がしっかりとできて地域の合意形成が図られたところから、熟度が高まったところから事業化していく予定でございます。調査期間が3年から4年かかりますので、そのころには地域の合意形成はある程度図られてくるわけですが、事業化するには換地の話とか幾つかのハードルがありますので、地域としてしっかりと合意形成して計画がつくれたところから進めていくこととしております。

生産コスト軽減の5割ですが、説明はICTの水管理の話が中心でしたが、生産コスト低減の大きいところは、大区画化することで大型機械が入るとというのが大きな要因でございます。それと、今のICT水管理についても、これから規模を拡大していくに当たっては、管理する筆が何十枚、何百枚という中で、一々そこに行って1つずつ水の口を開けていくのが一番負担になるところでございます。今の小さい区画ですとそれだけ数をつけなければなりません、大区画化することでそれもかなり絞られてくるということで、併せて導入しているところがございます。

あとは担い手の現状でございます。まず千渡地区ですが、個別の経営農家さんが現在112戸、112名いらっしゃいまして、大規模経営をしているのが先ほどの8名。それ以外に個別の経営体として引き続き経営する方が24戸ございます。そのほかは、今回を機にリタイアする方とかがいらっしゃいまして、それで農地を集積していくという形でございます。続きまして中谷地区ですが、現在、集落営農組織が3組織存在しております。そのほかに個別経営農家が48戸、現在ございます。計画では、86%、62haぐらいをこの3組織で賄う形になります。個別農家さんが約10haで、こちらについては31戸、31名が引き続き経営していきたいという方です。ただ大半を組織の

面積で賄うということで、後継者についても、その組織の中でうまく循環していくということで考えているところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

私からは、質問ではなくて事業に対する意見を述べさせていただきます。

今回、2つの事業の紹介がありましたが、どちらも県土整備部などが進めている河川事業などに関連していますし、こちら（中谷地区）は県土整備部ではないと思えますが調整池をつくって洪水抑制を図るということも含んでおりまして、他事業と非常に連携がとれている。今後も、農地整備とともに、地域の住民の安全や安心そして命などを守るためにも、連携してやっていければいいのかなと思って聞いておりました。

先ほどの道路事業の方でも、圃場整備事業でつくっていた農道をそのまま幹線道路として利用するという連携も見えましたが、こういう部署を超えた連携は今後もやってほしいと思っております。よろしく申し上げます。

【栃木県】

ありがとうございます。

【委員】

環境への配慮について説明されていますが、これについては、県の環境アセスメントに従って実施された結果としてここに出されているのでしょうか、それとも何か別の調査方法での結果でしょうか。

【栃木県】

環境アセスとの関係ですが、当圃場整備地区につきましては、特段環境アセスに基づいてというよりも、地域の中での合意形成等も含めて進めていく形をとっておりますので、独自に調査をしております。特に最後の、いろいろ配慮工法した後の施設につきましては地元で管理してもらわなければならないということもありまして、初めに調査をするときに地元と一緒に調査をして、「生き物調査」と言われるもので生き物の捕獲をしております。その中で有識者の方にも入っていただきながら検討して保全種を決めていく、そのようなプロセスで実施しているところでございます。

工法につきましても、幾つか標準となる配慮工法がございますが、その中で、地域との話し合いの中で配慮対象種に対してベターな工法を議論の中で見つけて決めていく形をとらせていただいているところでございます。維持管理も含めて。

【委員】

ということは、地元の方が農政部と一緒に調査をして、その結果として、ここに書かれているような配慮が必要だと判断されたということでしょうか。

【栃木県】

そのとおりでございます。

ちょっと補足しますと、土地改良・圃場整備の方は、元々、土地改良法に「環境に必ず配慮すること」という文言が入っておりまして、それを受けて地元の組織で環境配慮部会というものを設置して、専門家のアドバイスもいただきながら、どのような対策がこの地域に合っているか検討した結果、このような内容になっております。

【委員】

ありがとうございました。

以上